

川崎市公告第928号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録されている者
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市川崎区役所道路公園センターから運搬距離で10キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0834 川崎市川崎区大島1丁目25番10号

川崎市川崎区役所道路公園センター

電 話：044-244-3206

FAX：044-246-4909

E-Mail：61doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和7年5月22日（木）から令和7年5月28日（水）（ただし、土曜日、日曜日及び国

民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市川崎区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和7年5月30日(金)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-246-4909

(2) 質問受付期間

令和7年5月30日(金)午前9時から令和7年6月5日(木)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和7年6月9日(月)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価（税抜）の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額（税抜）を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和7年6月10日（火）午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区大島1丁目25番10号 川崎区役所道路公園センター2階会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

否

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報

かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。